

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、南海トラフ地震で発生が予測される津波から乳幼児の安全を確保するため、市町村(高知市を除く。)が実施する市町村立の保育所、幼稚園及び認定こども園の高台移転及び高層化に係る経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業(以下「交付金事業」という。)は、別表1に掲げる高台移転及び高層化に係る施設整備を行う事業で次の各号に掲げる要件を総合的に判断して適当と認めるものとする。

- (1) 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」(平成24年12月10日高知県公表)における津波浸水予測区域から津波浸水予測区域外への移転等であるもの
- (2) 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」における最大津波浸水深予測より高い位置に避難場所を設け、施設の高層化を図るもの
- (3) 市町村が、乳幼児を津波から守るため高台移転及び高層化を行うことが適当と認めるもの
- (4) 市町村が、被災後の地域における継続的な保育の提供のために必要と認めるもの

(交付金の限度額)

第4条 交付金の限度額及び交付金額の算定対象となる事業費(以下「交付金事業費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付金の限度額は、交付金事業費に緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債又は合併特例債を充当し算出される交付税措置のない市町村実質負担額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- (2) 交付金事業費の算出方法は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付金の交付期間)

第5条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とする。

(交付金の使途)

第6条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 減債基金等の基金への積立金
- (2) 前号に掲げるものの他、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化の推進に資するものとして高知県教育長(以下「教育長」という。)が必要があると認める事業

(交付金の交付の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に交付申請書（別記第1号様式）を教育長に提出するものとする。

(交付金の交付の決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、予算の範囲内において交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(交付金の交付の条件)

第9条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止（中止）承認申請書（別記第2号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、交付金事業により取得した財産があるときは、帳簿及び証拠書類の保存期間は、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間又は第4号で定める期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
- (3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により教育長が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（この条において「取得財産等」という。）とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、教育長が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。
- (5) 教育長は、市町村が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (6) 交付金事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(交付金の変更)

第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（別記第3号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金の額の変更(交付金の額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、交付金事業の重要な部分に関する事項であって、教育長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて教育長に事前協議すること。）

2 教育長は、前項の規定による変更交付申請が適当であると認めたときは、当該市町村に通知するものとする。

(交付金事業の実績報告等)

第11条 市町村は、交付金事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付金事業の完了日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第4号様式）等を教育長に提出しなければならない。

(交付金事業の年度終了実績報告)

第12条 交付金事業が複数年度にわたるときは、当該事業年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（別記第5号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 年度終了実績報告書により交付金事業の完了前に交付を受けようとする市町村は、教育長の指定する日までに事前協議しなければならない。

(交付金の支払)

第13条 交付金は、第11条又は前条第2項の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、支払うものとし、市町村は請求書（別記第6号様式）を支払いを受ける年度に教育長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第14条 教育長は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第15条 市町村は、交付金事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 交付金に係る事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

別表1（第3条関係）

第3条で規定する「高台移転及び高層化に係る施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	津波浸水予測区域内（以下「区域内」という。）の保育所等を含む複数の保育所等を統合して、津波浸水予測区域外（以下「区域外」という。）に新たに施設を整備すること。
改造	増築	区域内の保育所等が、区域外の他の既存保育所等と統合する場合に、区域外の既存保育所等の現在定員の増員を図るための整備をすること。 区域内の保育所等が、施設の高層化に伴い、既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	区域内の保育所等が、区域外に既存施設の現在定員の増員を図り施設を整備すること。 区域内の保育所等が、施設の高層化に伴い、既存施設の現在定員の増員を図り施設を改築整備（一部改築を含む。）すること。
	改築	区域内の保育所等が、区域外に既存施設の現在定員の増員を行わないで施設を整備すること。 区域内の保育所等が、施設の高層化に伴い、既存施設の現在定員の増員を行わないで施設を改築整備（一部改築を含む。）すること。
修理	大規模修繕等	区域内の保育所等が、区域外の他の既存施設を活用するために施設を整備すること。 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。

別表2（第4条関係）

(1) 交付対象経費

種 目	対 象 経 費
本體工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	<p>施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。</p> <p>(1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。</p>
土地造成費	<p>高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費</p> <p>「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りでない。</p>

(2) 留意事項

- ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
 - (ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用
 - (イ) 職員の宿舎に関する費用
 - (ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用
- イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

- (ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備
- (イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- (ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

※交付金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は交付金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。

- (エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(3) 交付基準額

ア 市町村立保育所及び認定こども園に係る交付基準額は次の表のとおりとする。国の補助対象となった事業については、総事業費（土地造成費を除く。以下同じ。）と基準額を比較し、低い方から国の補助金額を除いた額とする。

(ア) 本体工事

単位：千円

	交付基準額
定員 20 名以下	125, 800
定員 21～30 名	136, 200
定員 31～40 名	153, 100
定員 41～70 名	173, 700
定員 71～100 名	228, 100
定員 101～130 名	272, 400
定員 131～160 名	316, 800
定員 161～190 名	361, 000
定員 191～220 名	408, 900
定員 221～250 名	446, 400
定員 251 名以上	493, 900
特殊附帯工事	21, 100
設計料加算	対象経費の 5%
B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保) への対応に係る整備加算	10, 000

注 実支出額と交付基準額のうち低い額を基準額とすること。

(イ) 解体撤去工事、仮設施設整備工事

単位：千円

	交付基準額	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員 20 名以下	2,793	4,974
定員 21～30 名	3,168	6,072
定員 31～40 名	4,224	7,360
定員 41～70 名	5,314	10,222
定員 71～100 名	7,495	15,333
定員 101～130 名	8,994	18,400
定員 131～160 名	11,244	23,002
定員 161～190 名	13,492	25,149
定員 191～220 名	15,742	29,340
定員 221～250 名	17,991	33,532
定員 251 名以上	20,241	37,723

(ウ) 土地造成費

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

イ 市町村立幼稚園については、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成23年4月1日付け23文科施第3号文部科学大臣裁定）を基礎として教育長が別途定めるものとする。ただし、学校施設環境改善交付金（「学校施設環境改善交付金交付要綱」の規定により交付される交付金）を受けて実施する事業については、前段の規定に基づき算定した額から、国からの交付金等の額を控除した額をもって基準額とする。

(4) 交付金事業費の額

前記（1）で定める交付対象経費のうち、総事業費と前記（3）により積算した交付基準額を比較し、低い方の額を交付金事業費の額とする。

ただし、国庫補助金の対象となった事業については、総事業費と基準額を比較し、低い方の額から国庫補助金額を除いた額を交付金事業費の額とする。

別表3（第9条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。